

# 東京都健康安全研究センター競争的研究資金の管理・監査の基本方針

制定：令和2年10月20日 2健研健第1191号

改正：令和3年 3月31日 2健研健第2041号

## 1 目的

この基本方針は、東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）において、競争的研究資金の適正な管理及び監査に関する体制を構築するための基本的事項を定め、もって競争的研究資金の不正使用防止を図ることを目的とする。

休務日

## 2 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

### (1) 競争的研究資金

- ア 研究者が自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金
- イ 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）

### (2) 不正使用

- ア 故意若しくは重大な過失による競争的研究資金の他の用途への使用
- イ 法令及び競争的研究資金を配分した機関が定める規程、交付決定の内容、条件等並びにセンター関係規程等に違反する経費の使用

### (3) 構成員

研究者、事務職員等、センターにおいて研究又は競争的研究資金の管理に関わる者

## 3 責任体制

### (1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、センター全体を統括し、競争的研究資金の管理について最終責任を負うものとし、所長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講じる。

### (2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、最高責任者を補佐し、競争的研究資金の管理についてセンターを統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、企画調整部長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

### (3) コンプライアンス推進責任者

- コンプライアンス推進責任者は、各部門における競争的研究資金の管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各研究部長、健康情報解析担当部長及び精度管理室長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担う。
- ア 自己の管理監督する部門における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部内の競争的研究資金の管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講を勧奨し、受講状況を管理監督する。

#### 4 ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、競争的研究資金の事務処理手続きに関する統一ルールを定め、競争的研究資金に関わるすべての構成員に周知する。ルールは必要に応じて見直すものとする。

#### 5 職務権限の明確化

最高管理責任者は、競争的研究資金の事務処理に関する構成員の職務権限と責任を明確にするとともに、職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

#### 6 関係者の意識向上

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。構成員は、行動規範を遵守することを約し、別に定める誓約書を所属部門のコンプライアンス責任者を經由して、最高管理責任者に提出しなければならない。誓約書を提出しない場合は、競争的研究資金の管理・運営に関わらせない。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、当該部門の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求め、意識の浸透を図る。

#### 7 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究資金の不正使用に係る告発等を受け付けるため、企画調整部管理課庶務担当に告発等受付窓口を設置する。
- (2) 企画調整部管理課長は、不正に係る情報について、統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、不正に係る調査の体制・手続きを明確に示した規程等を定める。

#### 8 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者は、不正を発生させる要因について分析し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定する。

#### 9 研究費の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、当該部門の競争的研究資金の執行状況を検証し、予算の執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- (2) 研究者は、競争的研究資金により物品購入等を行うときは、発注の段階において、支出財源を特定しなければならない。
- (3) 競争的研究資金による物品購入等の諸手続きについては、東京都の関係規程に準拠することとし、発注事務及び検収事務を企画調整部健康危機管理情報課事業推進担当（以下「事業推進担当」という。）が行う。
- (4) 研究者は、換金性の高い物品について、物品の所在が分かるよう記録するなど、適切に管理しなければならない。

- (5) 競争的研究資金を使用して行う研究者の出張は、旅行先、目的、行程等の出張計画を事業推進担当があらかじめ確認する。また、出張終了後は、復命書、支出した航空機運賃及び宿泊料を確認するための領収書等の提出を求める。
- (6) 競争的研究資金による実験補助、集計、資料整理等を行う者の雇用は行わない。
- (7) 講演会、研修会の講師等へ謝礼を支払う場合は、計画の段階で、謝礼額等を事業推進担当が確認する。また、終了後に報告書等により履行を確認する。

## 10 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、ルールに関する明確かつ統一的な運用を図るため、事業推進担当に相談窓口を設置する。
- (2) 最高管理責任者は、競争的研究資金の不正防止に向けた取組についてホームページで公開する。

## 11 モニタリング及び監査

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究資金の適正な管理を確保するため、内部監査部門を設置するものとし、企画調整部管理課長及び同管理課経理担当をもって充てる。
- (2) 内部監査部門は、原則として四半期毎に競争的研究資金に関する関係書類をすべて点検し、競争的研究資金の使用状況について必要に応じて研究者等からヒアリングを行う。
- (3) 内部監査部門は、前項により把握された課題を検証し、その検証結果について、統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告する。
- (4) 最高管理責任者は、前項の検証結果の報告を踏まえて、不正防止計画の見直しを行う。